

御茶壺道中その九

内藤 恭 義

お茶壺様お通り

將軍の宝物である茶壺のお通りとなると、道中筋の村々の気配りは大変なものでした。

山梨県立図書館に『御茶壺諸事 賄覚』という古文書があります。

この覚え書きには、茶壺が甲府を通過する時の出迎え方や、食事の賄、荷物の取扱、みやげとして贈る物など、諸事万端の手はずを記したのですが、この中から道中の権威ぶりを示すものを紹介しましょう。

一、出迎えの役人は袴着用のこと

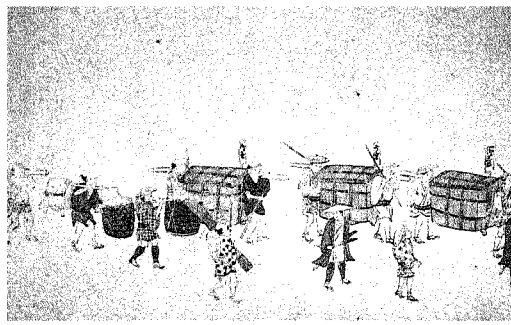
一、道や橋は掃除しておくこと

一、殿様の御壺は出迎えのこと

こうした通知を見ると、粗略にならぬよう、おとがめを受けぬよう、茶壺に万が一の事態がおきぬよう、大変な神経を使って準備をすすめた様子が判ります。また、『茶壺に追われて戸ピンシャン』と子供たちが、悪魔でも通るのかのように家の中に逃げ込んだ歌が生まれてくるのもわかるような気がします。

運ぶものがこわれやすい陶磁器で、中味は將軍様が喫するお茶であり、日光や久能山の東照宮、寛永寺や増上寺などの祖廟に献ずる茶ですから、茶壺は必要以上に神聖視されたでしょう。また、大行列であるのに、警護にあたる武士は三十人足らずですから、威張らなければ警護役として統制がとれないという事情もあったものと思われまます。

そんなわけで、お茶壺のお通りとなると、前もって道や橋の普請が行われたり、乞食や浮浪人は追い払われたり、一時拘束されたりしました。ひどい例では、沿道の民家は煙を出すことを禁じられたり、葬式のあるときは延期させられたというようなこともあります。忌服中の者は不吉だということから運搬人足に出ることも禁じられたというような神経の配りよ間で、「関所、雲助、ごまの繩にお茶壺様」と道中の厄介物に数えられるような、住民を巻き込んだ迷惑な道中であつたのです。



宇治御茶壺の巻の内 御茶壺出立の図 その5 御壺かご (国会図書館蔵)

せること。また、狼ぜき不作法がないように見張ること

一、大人は勿論、子供までも見物は無用。お茶壺が通るときは町内へ子供を入れないようにせよ

一、店商いをしていいる者は下へおりること

一、御壺お通りのとき、けが人が出たり、何かむずかしいことがあつたら、出迎えの役人が立合いおわびをし、必ず決着をつけること。いいかげんにすると落度として罰する。

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

一、御壺お通りの時は下へおり、手をつくこと

十二月十日は世界人権デーです。法務省と全国人権擁護委員連合会では、本年も十二月四日から十日までの一週間を「人権週間」と定め、住民の皆さんに人権意識の復旧高揚を呼びかけています。

今年の人権週間の強調事項は、次の五つですが、これを実現することは住民すべての願いです。それぞれの趣旨をご理解いただき、お互いの人権を尊重して明るい社会をつくりましょう。

(1) 子どもの人権を守ろう

(2) 国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう

(3) 部落差別をなくそう

(4) 女性の地位を高めよう

(5) 障害者の安全参加と平等を実現しよう

都留市の人権擁護委員は次の方です。

小林 建一 ☎(43)0763

山本三重子 ☎(43)4650

重森 幹成 ☎(43)3976

小泉 繁子 ☎(43)2235

清水 寛 ☎(48)2010

渡辺 恭二 ☎(43)2980

秋山 一仁 ☎(45)1121

小林 一夫 ☎(45)0712

ふるさとのお茶壺

十二月

1日 高尾神社例祭(高尾町)

8日 針供養

21日 冬至

31日 大晦日法要(除夜の鐘)

一月

1日 初詣

都留七福神めぐり

(七日まで)

4日 消防出初式(谷一小校庭)

土地・建物を調査測量して表示登記の申請手続きをするのが土地家屋調査士です

次のような場合は土地家屋調査士にご相談ください

◆建物を新築または増築したとき

◆建物の種類(用途)または構造の変更をしたとき

◆建物を取り壊したとき

◆畑を造成して宅地に変更(地目変更)したようなとき

◆登記をしてある面積と実際の面積が違っている場合

◆一筆の土地を二筆に分筆したいとき

◆数筆の土地を一筆にまとめたいとき

◆法務局の公図と現地の状況が違っているとき

◆境界石が不明のため境界が分からないとき

◆登記簿の謄本または公図が必要になったとき

◆相続のために土地を分割したいようなとき

これら以外で表示登記に関する土地・建物について分からないときは、最寄りの調査士事務所へおたずねください。

第四十六回『人権週間』

十二月十日は世界人権デーです。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、本年も十二月四日から十日までの一週間を「人権週間」と定め、住民の皆さんに人権意識の復旧高揚を呼びかけています。

今年の人権週間の強調事項は、次の五つですが、これを実現することは住民すべての願いです。それぞれの趣旨をご理解いただき、お互いの人権を尊重して明るい社会をつくりましょう。

(1) 子どもの人権を守ろう

(2) 国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう

(3) 部落差別をなくそう

(4) 女性の地位を高めよう

(5) 障害者の安全参加と平等を実現しよう

都留市の人権擁護委員は次の方です。

小林 建一 ☎(43)0763

山本三重子 ☎(43)4650

重森 幹成 ☎(43)3976

小泉 繁子 ☎(43)2235

清水 寛 ☎(48)2010

渡辺 恭二 ☎(43)2980

秋山 一仁 ☎(45)1121

小林 一夫 ☎(45)0712

相談は無料で秘密はかたく守られますので、お気軽にご利用ください。

小林 建一 ☎(43)0763

山本三重子 ☎(43)4650

重森 幹成 ☎(43)3976

小泉 繁子 ☎(43)2235

清水 寛 ☎(48)2010

渡辺 恭二 ☎(43)2980

秋山 一仁 ☎(45)1121

小林 一夫 ☎(45)0712